

最低賃金の引き上げ 最大 28円

厚生労働省の審議会は2021年度の最低賃金(時給)引き上げ額の目安を全国平均で28円とすることを決めました。過去最大の上げ幅で、政府は景気や消費の回復につながると期待する一方で、コロナ禍で経営環境が悪化している中小企業などからは負担増を懸念する声が出ています。賃金の底上げには企業の生産性向上が欠かせず、政府は支援強化にも乗り出す予定です。

最低賃金は目安を基に、都道府県ごとに決めることになっています。目安通り改定されれば、全国平均は現在の902円から930円になります。

政府は賃上げの一部が消費に回れば、経済が活性化すると見込んでおり、大手企業を中心とする春闘と並んで、最低賃金の引き上げを重視しています。これまでも、2016～2019年度には最低賃金の3%超の引き上げが実現し、2021年度も3.1%で、2014年度の780円と比べ2割近く上昇することになります。

しかし、世界的に見て日本の賃金の伸びは劣っています。働く人全体の賃金の総額を示す名目雇用者報酬は、2005年から2020年にかけて8%しか伸びていないのです。世界では、英国が6割増、米国は2019年までに6割増、韓国においては2018年までに2倍に達しており、主要国の中で、日本だけが取り残されている状況なのです。

一方、中小企業では、コロナ禍による売り上げ減少と賃金の負担増がダブルパンチになるとの懸念が高まっています。生産性が十分向上しないまま賃上げを行うと、逆に雇用悪化につながる恐れがあるからです。

韓国では2018～2019年で最低賃金が29%引き上げられました。一方、この間に1人あたりの労働生産性は4%しか増えなかったため、飲食店や小売店など自営業者の人件費が急増して、廃業や解雇が続出し、雇用悪化につながっています。このため、2020年以降は、引き上げ率を大幅に抑えることになっています。

日本でも人件費が増えれば、雇用情勢の悪化につながる恐れがあるため、政府は企業のデジタル化など生産性向上を後押しする考えです。とくに、最低賃金引き上げの影響を受ける中小企業向けに、新規事業への設備投資などを対象とする「事業再構築補助金」で高い補助率を適用するなど生産性向上を支援する予定です。また、人手不足の成長産業へ転職が進むよう、職業訓練の制度拡充も進めていくようです。

雇調金特例、年末までの延長検討

◆ 最低賃金引き上げ受け企業負担下支え

政府は、雇用を維持する企業を支援する「雇用調整助成金」について、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた上限額引き上げなどの特例措置を今年末まで延長する方向で検討に入りました。現在の期限は9月末ですが、最低賃金(時給)の引き上げ額の目安が過去最大の28円となったことで、企業の人件費負担が増すことから、特例の延長で下支えすることです。

特例措置は、休業の場合、手当の助成金の1日あたり上限額を約8,300円から1万5,000円に引き上げています。また、中小企業向けの助成率も3分の2から最大10割としています。ただ、特例措置はこれまで何度も延長されており、

CONTENTS

最低賃金の引き上げ

最大 28円…………… P.1

雇調金特例、

年末までの延長検討…………… P.1

メール添付の請求書データが、
印刷保存できなくなります…… P.2

所有者不明土地

経済損失6兆円規模…………… P.3

ふるさと納税、

2020年度は過去最高…………… P.4

PDFをブラウザ上で

編集する方法…………… P.4

企業のクラウドサービス

利用状況…………… P.5

8月度の税務スケジュール…… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は

ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください!

随時更新しますので
フォローして下さい!



10月以降の助成率は中小企業で最大9割などと縮小される可能性があります。政府は今後、別の助成金制度の拡充を組み合わせることなどを含め検討することになります。

メール添付の請求書データが、印刷保存できなくなります

帳簿や請求書等を電子的に保存する際の手続きが、2021年度税制改正により抜本的に見直されました。この見直しにより利用しやすくなった一方で、電子データで授受した請求書等の紙保存が、所得税や法人税において認められなくなりますので注意が必要です。

◆ 電子帳簿保存法とは

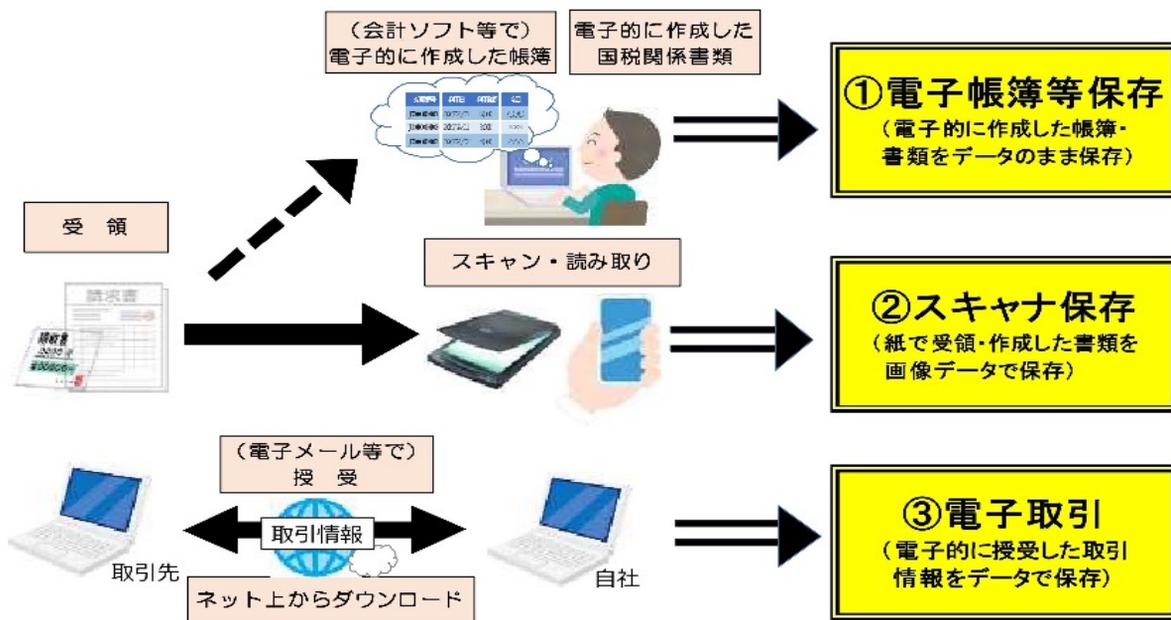
帳簿書類は、原則、紙での保存が各税法において義務付けられています。

ただし、一定の要件を満たした場合には、紙での保存ではなく、電子データとして保存(以下、電子保存)することができます。この電子保存などについて定めた法律を、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号。以下、電子帳簿保存法)」といいます。

この電子帳簿保存法で定められている電子保存は、大きく次の3つに分かれています。

電子帳簿保存法で定められている電子保存の種類

区分	概要
① 電子帳簿等保存	会計ソフトなどで電子的に作成した帳簿や電子的に作成した書類をデータのまま保存
② スキャナ保存	受領又は作成した紙の書類を画像データ化して保存
③ 電子取引	授受した取引情報のデータをデータで保存



◆ 2021年度税制改正項目

(1) 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
① 承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
② 最低限の要件を満たせば電子保存が可能	複式簿記による記録であれば、最低限の要件を満たすことで、電子保存をすることが可能に
③ 優良な電子帳簿であればペナルティが軽減	従来とほぼ同様の保存要件を満たしている「優良な電子帳簿」に該当し、かつ、一定の届出書を提出しているときは、 <ul style="list-style-type: none"> ・過少申告加算税5%軽減 ・65万円の青色申告特別控除の適用が可能

(2) スキャナ保存

スキャナ保存に関する改正項目は、主に次の4つです。

項目	概要
① 承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
② 要件の緩和	・タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に ・受領者等の自署が不要に ・検索要件の緩和 ・一定のクラウド等を利用することでタイムスタンプが不要に
③ 要件の廃止	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等の適正事務処理要件が廃止(スキャン後即原本廃棄が可能に)
④ 不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%加重

(3) 電子取引

電子取引に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
① 要件の緩和	・タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に ・検索要件の緩和※ (※)基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合で一定の要件に該当するときは検索要件すべて不要
② 書面印刷による代替保存の廃止	所得税や法人税において電子取引の取引情報を紙に印刷して保存する代替制度が廃止(消費税は引き続き可能)
③ 不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税10%加重

(4) 施行日

いずれの改正も原則、2022年1月1日施行となっています。

(5) 改正項目で特に注意が必要なポイント

今回の改正で、実務に最も影響が大きいと考えられるのは、上記(3)②です。たとえば、電子メールで請求書データを受け取り、それを紙に印刷して保存されている事業者にとっては、来年1月から所得税や法人税において認められなくなります。必ず、電子帳簿保存法の要件に則った方式で電子保存する必要があります。

所有者不明土地 経済損失6兆円規模

不動産登記簿を調べても所有者が分からない土地や、所有者が分かっても連絡がつかない土地が増えています。

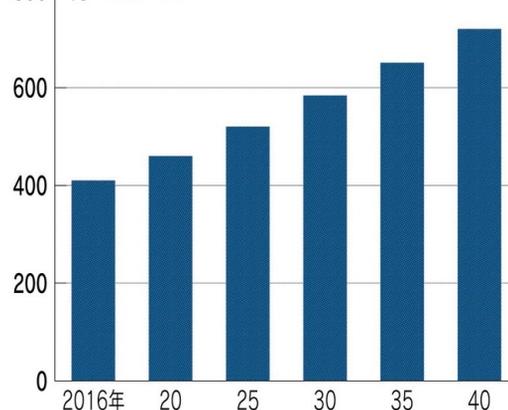
超高齢化時代で所有者が亡くなり、相続の発生が増えるのに対し、子供など相続者の所有意識が薄く、登記されずに放置されるケースが多いのも実状です。遺産分割をせずに相続が繰り返されると土地共有者が増え、管理が難しくなる問題があります。

民間有識者による所有者不明土地問題研究会が2017年にまとめた報告書によると、全国の不明土地は、2016年時点で九州を上回る規模の約410万ヘクタールに上ります。死亡者の増加によって今後さらに増える可能性が高く、2040年には北海道の面積に迫る勢いです。

それに伴い、機会損失や税の滞納などで2040年までに累計で、約6兆円の経済的な損失が生じると予測されています。

こうした状況は、東日本大震災後に問題が表面化しました。所有者が分からず同意を得られないため被災地の高台移転など復旧・復興事業が

不明地の面積は北海道並みになる可能性も
800 万ヘクタール



(注)17年試算、その後の政策効果は加味していない
(出所)所有者不明土地問題研究会

進まない事例が出たからです。道路建設をはじめとした公共事業や民間取引でも支障が目立っています。土地の管理が行き届かなくなると不法投棄されたゴミが異臭を放ったり、雑木が生い茂ったりして近隣にも悪影響を及ぼすこともあり、今後の対策が望まれます。

ふるさと納税、2020年度は過去最高

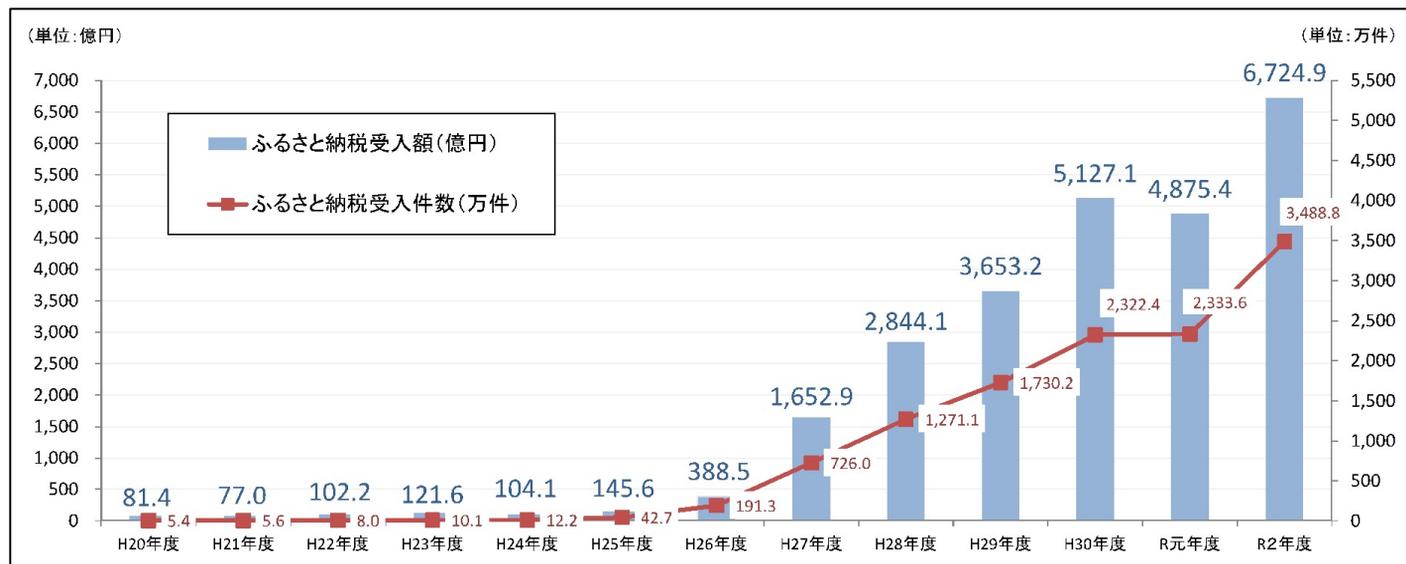
総務省は、2020年度のふるさと納税による寄付額が、6,724億円と前年度から37.9%伸び、過去最高となったと発表しました。増加するのは2年ぶりです。件数も3,488万件で最多となりました。地場産品を活用した返礼品や、新型コロナウイルス対策にあたる医療従事者への支援などを目的とした寄付が総額を押し上げたとみられています。

2020年の寄付による2021年度の住民税の控除額は、▲4,311億円、人数は552万人でいずれも最高となっています。都道府県(市区町村分含む)では、東京都の▲1,079億円、市区町村では横浜市の▲176億円が最も多くなっています。控除する自治体においては、その分だけ税収が減ることになります。

一方、寄付を最も多く集めた都道府県は北海道の975億円で、前年度から300億円も増えています。その次には、鹿児島県(398億円)、宮崎県(365億円)と続いています。市町村では、宮崎県都城市の135億円がトップで、次に北海道紋別市(133億円)、北海道根室市(125億円)と続いています。

総務省は2019年6月、寄付を集めるために高額化していた返礼品に対して調達費を寄付額の3割以下、総経費を5割以下にすることなどを定め、参加できる自治体を指定する制度を始めました。そのため、2019年度は、新制度の開始に伴う一部自治体の除外などもあり、7年ぶりに寄付額が減少していました。

2020年度においては、寄付額が過去最高となる中で、寄付額に対する調達費の割合は26.5%、総経費は45.1%といずれも前年度から低下し、制度改正の目標はクリアしているようです。



PDFをブラウザ上で編集する方法

テレワークの普及に伴い、紙の電子化やデジタル文書活用によるペーパーレス化も並行して進めている企業も多いかと思いますが、そんな中でPDFの活用も増えつつあるのではないのでしょうか。PDFを利用する中で、「活用しやすいように編集するツール「Acrobat web」(<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online.html>)をご紹介します。

現在、アドビはブラウザ上でPDFの様々な変換・編集を行える「Acrobat web」を公開しています。Adobe ID(無料)を取得するだけで、「変換」「編集」「圧縮」「署名と保護」の各種機能が利用できます。

ブラウザ上のサービスのため、パソコンへのソフト・アプリのダウンロードは不要で使い方は非常にシンプルです。編集したいPDFもしくはPDFに変換したいファイルをドラッグ&ドロップで取り込み、案内に従って処理を行うだけで完了します。ぜひチェックしてみてください。

変換	PDFに変換、[Word/PowerPoint/Excel/JPG]をPDFに変換 PDFを[Word/PPT/Excel/JPG]に変換
編集	PDFを編集、PDFを結合、PDFのページを回転、PDFのページを削除、PDFのページを並べ替え、PDFのページを追加、PDFを分割
圧縮	PDFを圧縮
署名・保護	入力と書名、署名を依頼、PDFを保護



企業のクラウドサービス利用状況

新型コロナウイルスの影響でテレワークを導入した企業が増えました。それに伴いクラウドコンピューティングサービス(以下、クラウドサービス)も利用が増えているものと思われます。ここでは今年6月に総務省から発表された「令和2年通信利用動向調査」結果から、企業のクラウドサービス利用状況を見ていきます。

◆ 利用割合は約7割に

上記調査結果から、2020年時点のクラウドサービス利用状況をまとめたものが表1のとおりです。全社的に利用している、一部の事業所または部門で利用しているを合わせると、7割近い企業がクラウドサービスを利用しています。2016年時点では5割未満だったことから、利用が進んでいることがわかります。

表1 クラウドサービスの利用状況(%)

全社的に利用している	39.3
一部の事業所または部門で利用している	29.2
利用していないが、今後利用する予定がある	10.1
利用していないし、今後利用する予定もない	16.0
クラウドについてよく分からない	5.1
無回答	0.3

◆ ファイル保管・データ共有での利用が進む

利用割合の高いクラウドサービスをまとめると表2のとおりです。ファイル保管・データ共有の割合が最も高く、電子メールとともに50%を超えています。その他には、社内情報共有・ポータル、スケジュール共有も40%を超えています。

表2 利用しているクラウドサービスの状況(%)

ファイル保管・データ共有	59.3
電子メール	50.2
社内情報共有・ポータル	44.7
スケジュール共有	43.7
給与、財務会計、人事	37.7

◆ 利用する理由

クラウドサービスを利用する理由をまとめると、表3のとおりです。場所、機器を選ばずに利用できるから、資産、保守体制を社内に持つ必要がないからという理由が40%を超えています。災害時のバックアップとして利用できるからという理由も3位になっています。なお、クラウドサービスの効果については、非常に効果があった、ある程度効果があったとする割合を合わせると8割を超えています。まだ導入していない企業でも、導入できそうな部分やできた方がよい部分からでも取り組んでみてほしいかもしれません。

表3 利用しているクラウドサービスの状況(%)

場所、機器を選ばずに利用できるから	45.5
資産、保守体制を社内に持つ必要がないから	42.3
災害時のバックアップとして利用できるから	38.1
安定運用、可用性が高くなるから	37.3
サービスの信頼性が高いから(情報漏えいなど対策)	29.3

8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月10日(火)
6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>	申 告 期 限 8月31日(火)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費・地方消費税>	
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	納 期 限 8月31日(火)
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	
個人事業者税の納付(第1期分)	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	

今月の名言録

人を叱る三つのコツ 井村雅代 アーティスティックスイミング日本代表ヘッドコーチ

いま、スポーツ界で叱る教育の代表といえば、すぐに私の名前が挙がります。でも、私の中では叱っているという意識は全くありません。下手だから下手、ダメだからダメ。本当のことを言っているだけなんです。そして本当のことを言ったら、私は必ず直す方法を言います。

一つの方法だけでは直りませんから、今度はこうやってごらんと、どんどん次の直し方を言う。そして直ったと思ったら、「それでいいよ」とちゃんとOKを出すんです。

でも取材に来られるマスコミの方は、私が怒っているところばかり撮るから、ああいう恐ろしい映像になるんです。ここで皆さんに叱るコツをお教えするならば、叱る時はまず現行犯で叱ってください。いまのそれがダメなんだって言われたら、人間は反省します。「君、この前も同じことを言ったよ」と古いことを持ち出してはいけません。これをやられると、いまやったことへの反省が薄れてしまうんです。

もう一つしてはいけないのは、しつこく叱ること。それは本人の自己満足で、聞いている人は「もう分かったよ」って嫌気が差してくるんです。現行犯で叱ること、古いことを持ち出さないこと、しつこく叱らないこと。この三つの叱るコツをぜひ覚えてください。

そして、叱る時は本気でかかってください。

相手がどんなに小さなお子さんでも、自分に本気でぶつかってくれているかどうかは分かるんです。中途半端に叱るくらいなら、最初から知らん顔をしているほうがましです。叱るとは、いま自分の目の前にいるこの人は、絶対にこのままでは終わらないんだ。いまの状態よりも必ずよくなるんだと、その人の可能性を信じることなんです。

だから本気でぶつかり、よくなるまであの手、この手で引き上げようとする。叱るとは、その子の可能性を信じるということなんです。
(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」致知出版社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいか分からない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

